公益社団法人被害者支援センターえひめ

令和２年度 事業計画

第１　基本方針

公益社団法人被害者支援センターえひめは、事件・事故等の被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対し、その受けた被害を回復し、または軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう精神的な支援その他各種支援活動を行うとともに、支援活動を通じて社会全体の被害者支援意識の高揚と地域の安全及び人権の擁護に寄与する事業を行うものとする。

第２　重点事項

１ 被害者等のニーズに応じた対応ときめ細かな直接的支援に努める。
２ 関係機関・団体との相互理解と更なる連携強化に努める。
３ 犯罪被害相談員・直接支援員等支援員の人材育成と質の向上に努める。
４ 被害者支援に理解と協力を得るための広報啓発活動を推進する。
５ 財政基盤の強化と職員等の処遇改善を図る。

第３　推進項目

１　電話相談・面接相談事業

(1) 電話相談
ア 「傾聴」から次の一歩につなげる電話対応力の向上
イ 相談案件に対する情報の共有と組織的な検討

(2) 面接相談
ア 面接相談の重要性の認識と信頼関係の確保
イ 弁護士との合同面接相談の実施
ウ 相談者の置かれた環境に配慮した面接相談の実施

２　直接的支援事業

(1) 直接的支援活動
ア 被害者等を支える支援体制の確立
イ 個別具体的なニーズに応える支援内容の充実

(2) 物品供与、役務の提供等による支援活動
ア 裁判等への付添い支援要領の習熟
イ 自助グループへの援助

３　犯罪被害者等給付金申請補助事業

(1) 犯罪被害者等給付金制度の理解と適正な業務遂行
(2) 警察との連携による被害者支援の推進

４　関係機関・団体との連携の強化

(1)　早期援助団体としての適正な活動
ア 警察提供情報への早期対応と確実な支援活動の実施
イ 警察との緊密な情報交換と情報管理の徹底

(2)　行政及び関係機関・団体との顔の見える関係づくり
ア 県・市町被害者支援担当者研修会の開催
イ 犯罪被害者支援連絡協議会、法テラス等関係機関との連携強化
ウ 弁護士会犯罪被害者支援委員会との体験事例による研修会の開催
エ センター主導によるケース会議の活用

(3)　被害者支援に特化した条例制定のための関係機関等との連携

５　養成及び研修事業

(1) 長期展望に立った支援員の養成
ア 犯罪被害相談員のリーダー役としての育成
イ 現役世代の有効的な活用

(2) 支援活動員の資質の向上
ア 実戦に即した継続研修の履修と支援員間の交流
イ 全国・中四国ブロック研修、フォーラム等への積極的参加
ウ 他機関・団体による研修等の受講と自己啓発
エ 相談対応・直接支援等の事例検討会による能力アップ

(3) 全国ネット（中四国ブロック）質の向上研修下半期研修会の開催
ア 全国ネットと連携した研修会の計画立案（令和３年１月下旬予定）

６　広報・啓発事業

(1) センター及び事業内容の積極的広報
ア 会議、研修会等を積極的にマスメディアへ情報提供
イ ホームページを活用した施策・制度の広報
ウ 機関紙「サポートニュースえひめ」の掲載内容の充実
エ 被害者支援を考える公開講座

(2) イベント会場などでの動的な広報活動
ア 被害者支援関連行事への積極的参加
イ 県警音楽隊の定期演奏会等での広報活動
ウ 犯罪被害者週間の講演会・パネル展等の実施
エ 街頭キャンペーンの実施

(3) 講演・出前講座等での言葉で伝える広報啓発
ア 「命の授業」を通じて中高校生への啓発
イ 矯正施設、地域コミュニティー等での講演活動
ウ 話せる「支援員」の養成

７　財政基盤の強化と処遇改善

(1) 自主財源の確保
ア 目標設定によるファンドレイズ活動
イ 自販機の設置、ａｓｉｔａカードへの加入・利用促進
ウ 商業施設等への募金箱の設置とイベント会場での募金活動
エ ホンデリングプロジェクトの一般広報と支援の呼びかけ

(2) 事務局職員等の処遇改善
ア 事業活動に間隙を生じさせない勤務体制の検討
イ 職員の福祉向上のための補助金制度の導入
ウ 勤務、支援活動の功労に対する表彰制度の運用